

公益社団法人吉岡町シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人吉岡町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業に当たって社会的地位、性別、信条、宗教、国籍等による差別扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

2 前項の受注に伴う就業の対価については、当該地域の類似の仕事及びその内容に比して、著しく低くならぬように配慮するものとする。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとする。また、センターは会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後速やかに、センターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受諾した仕事との関係において、就業会員の安全衛生災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当り相互に、次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で、約束の就業ができない場合は、必ず事前にセンターへ連絡すること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさ

ないこと。

- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前3条の就業に関する定めに加え、次の点に留意する。

- (1) 就業会員は、その中から連絡員を互選する。連絡員は、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について、相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、怪我をし、又は病気にかかったときは、共同作業中の会員は直ちに連絡員、センター又は発注者に連絡するなど応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け出て指示に従うものとする。

第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体又は財物に損害を与えたときは、シルバー人材センター総合賠償責任保険約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。免責分に係る金額は会員の負担とする。

- 2 シルバー人材センター総合賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑 則

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年2月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。